

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷三十第

行發日一月七年十正大

論叢

利潤の經濟的・道徳的性質(一)

法學博士 田島 錦治

營業の租稅給付能力

法學博士 神戸 正雄

進歩か退歩か(一)

法學博士 財部 靜治

農業勞働問題(一)

法學博士 河田 嗣郎

中世都市の發達(一)

文學博士 三浦 周行

時論

直接稅制度の整理に就て

法學博士 小川郷太郎

說苑

我國農産物生産調査に就て(一)

法學博士 高岡 熊雄

雜錄

米國一家五口最少生活資調

法學博士 山本美越乃

Luca Paciolo 以前の會計史概要

法學士 大森 研造

家畜保險に就いて

經濟學士 野口 正造

ボルシェヴィズム分解の傾向

法學博士 河田 嗣郎

Luca Paciolo 以前の 會計史の概要

大森 研造

『會計學の史的研究に就して』は A. H. Woolf, A Short History of Accountants and Accountancy, 1912 及び R. Brown, History of Accounting and Accountants, 1905 等があるが、前者は渡邊博士が國家學雜誌第三十卷十一號に於て「會計發達略史」と題し、後者は東野五郎氏が其著商業會計第一輯に於て「簿記法古代の沿革」なる題下に各々の抄譯を試みられて居り、又 Luca Paciolo の原著に就ては平井學士が會計學論叢第四集に於て興味ある研究を發表せられて居るので今直蛇足の感はある、然し予は茲にまことに L. Comberg の著書 Grundriss der Verrechnungswissenschaft の一節 Grundriss der Verrechnungsgeschichte に據り之に多少の考證を加へて Paciolo 以前の會計發達の概要を述べて見たいと思ふ。』

吾人の攷究する會計學は、現今は兎に角過去に於ては簿記法に依屬して、若しくは之を中心として研究し且つ發達し來たものであるから、今その進化發展の階段を劃するに、近世複式簿

記法の最初の編述者たる Luca Paciolo の時代を以てし、それ以前とそれ以後とに區別して研究するのは強ち便宜上からのみでもなく、亦合理的の方法であると思ふ。

(一) 古代に於ける會計事務の痕跡

太古の事は史傳邈として瞭かでないが、如何なる古代に於ても既に文字あり、數の觀念が發達せる所に在つては、各自其財産の狀況について何等かの記録を作り、その適當なる管理について考慮することは、人類自然の慾求であつて、吾人はその痕跡を遠い昔に釋ねることが出来るのである。

埃及の如き Brugsch-Bey 氏の説に依れば、紀元前三六二三年頃即ちメネス古王國の最初の王 Menes Hofath の時代に於て既に王室の會計官吏が存在してゐたと云ふことである。(註一)
(註一)『王の命に従順なりし勅筆等は日々の生活上の事件をば輕き蘆筆を以て滑かな圓筒に誌し、尙ほ王の收入支出をば詳細にしかも秩序整然と記録した。』

Amen-em-hat がメナス中王國(紀元前二一三〇—一五三〇)を建設せし以來、其後嗣よく

1) Brugsch-Bey, Geschichte Agyptens und der Pharaonen, Leipzig 1877, S. 55

政道を勵み、宏壯雄偉なる殿堂金字塔等を築造し、織纈の術、陶器の製作、金工術等を奨勵し、貿易の發展を企圖せし結果、農工業は著しく進歩し、隣邦との通商貿易も頗る隆盛を致したが、當時埃及には僧侶武士平民の三階級があつて、土地の所有は少數の僧侶及び武士の手に集中せられて居た、彼等はその所領の管理を給料を以て雇入れた代理人に委し、土地より生ずる収入の取立を爲さしむると共に年々之に關する收支計算書をも提出せしめたのである。

メナス新王國の Sesostis 王(紀元前一三三三—一三二二年)の治世以來、國家財政上にも規則正しき會計が行はれ、平時は在りては主として僧侶が會計事務を執掌せしが、戰時に於ける戰利品、耕地、並に其產物等の記録は軍人が擔當したと云ふことである。(註二)

(註一)「一九〇〇年に Ummel Jaragat(昔のケブチエニス)に於て發見せられた Tebanis Papyri には歴山大王の承繼者 Ptolemios 時代の記録即ち紀元前一二〇年頃に政府の會計官吏を務めて居つた Menches の事務所の記録、並に紀元前一〇〇乃至五〇年頃の會計に關する記録がある。」

フエニキアはレバノン山脈と地中海との間に横はり、土地狹小瘠燥にして農耕に適せず、加之國民は冒險敢爲の氣風に富んで居たから、多くは漁業航海に従事して夥多の殖民地を建設し又盛に仲次商を營み、早くより會計事務に通達してゐた。

Carré 氏の如き、『フエニキア人は紀元前一〇〇一—一〇二五年の頃既に會計方法を案出し之を各殖民地に擴めた』と説いてゐるが、然し埃及に於ては、上述せし如く夙に會計事務が行はれ居つたのであるから、之と盛に交通せしフエニキア人は、即ち會計方法を埃及より輸入し之を一層完成したものである推論する方が隱當かも知れぬ。フエニキア人が國家財政にも會計事務を有せしことは、「官職を退いた役人は、必ず元老院にその始末書を提出しなければならぬ、而して元老院は之を檢査して後始めて其責任を解除する」と云ふが如きその制度設備の上から見ても推論するに難くはない。

ヘブライ人に會計事務の存在せしことは舊約

2) R. Brown, History of Accounting and Accountants. 1905 P. 22

全書の隨所に發見する所であつて、又 Moses の書中に述べし勘定、十分の一法、軍人の配布及び、嚴格なる官制等は其の存在を立證し得るものである。

此の國で計算記録を擔任せし者は、當時唯一の文字を解する Leviten 族であつた。

Salomon の著書 "Ecclesiastic" には "et quodunque trades, numera ed appende; datum vers et acceptum, omne describe;" 總て數量を使用して收支を示せよ」とあり、又路加傳の十四章二八節乃至三〇節には「なんぢら誰か城を築かに、先づ坐してその費をかぞへ、己が所有がこの事を竣るまでに足るや否やを計らざらん乎、然らずして基を据へ若し之を成能はずば見る者みな嘲笑て「此人は築始めて成遂げざりし」と曰はん」とある。

バビロニア及びアッシリアも古代東方に於ける商業中心地の一であつて、是等の人民が或種の會計を必要とせしことは疑なきことである、バビロニアの寺院には一定の收入の他に多くの

献納物があり、夫等を處分する必要上當時の僧侶は盛に商人として活動し、收入支出額、寺有財産の貸付、土地の買入等につき詳細なる會計を行つた、尙埃及と等しく政府の收入其の他一切の財政上の管理を掌つてゐた Scribe があつた。(註三)

(註三)紀元前二〇〇〇年頃より數百年存続せるバビロニアの銀行家 Egibi 家の記録 Egibi Tablets は現今に傳はる重要な史料であつて、當時既に預金、保護預、擔保貸付、保證、一覽拂銀行券の發行等を營んでゐた。

印度の國家組織及び行政は Manava-Dharma-Castra : 即ちトヌーの法典内に規定されてゐる、蓋し此の法典は上、波羅門教の僧侶より下萬民に至るまでの準則を規定し、現今に於ても尙拘束力を有してゐる、然し此の法典は口碑に依れば Manu を以てその著者となせざるも、實は Manava の學校名に淵源するものであると云ふ。

印度に於ては早くより農工業發達し、即ち織物金物類の製作は殆んど完全の域に達し、是等生産物の海路による貿易は主としてアラビヤ人

に依つて仲介せられてゐたが、木綿染料寶石砂糖黍等の陸路による交易も亦決して尠くはなかつた。

Manni の法典は全卷信用を支配する規定に満ち、信用證券の提示を必要とする訴訟手續あり、貸金利息あり、銀行あり、高利貸あり、其他商業證券の更新、海上運送等をも規定してゐる。

王の歳入歳出に關しては特に監督者があつて之を監視し、一定の時期に其收支計算書を王に提出した。

波斯に於ては特別の侍従が常に君側に侍して王の言語動作を大小となく記録してゐた、從て之に由りて年代記やうのものが出來、現今に於ける古代波斯研究の重要な史料となつて居る。Darius 一世 (紀元前五二一—四八五年) の時廣大なる版圖を統轄し且つ一定の收入を得るの方策として全國を二十區に分ち、各區に國王の選擇せる知事 Satrap を派遣して管内の行政及び徵稅の事を掌らしめ、租稅臺帳 (Kastaster) の制度を設けて此の臺帳に基いて課稅した、尙

此の外に組合、寺院、僧侶、旅行者等が各自所有財産の増減變化に就いて記録せなければならなかつた所の財産目録を顧慮して課稅し、その半額は金錢を以て、其餘の半額は小麥、馬、象牙等の天産物を以て納入せしめる事とした。

二 希臘の會計

希臘の文明は紀元前五世紀に於て既に最高潮に達し、其美術文學は後世に比すべきものがない程であるが、「アデンス」が短期間に斯くの如き燦然たる文化の光彩を放つたのは必然、鞏固なる政治上の組織と富豊なる財政方の完備とに販せざるを得ない。Aristoteles の著「Verfassung von Athen」(紀元前三一九—三二五年出版)には Dracon の時既に財産目録ありて、財産の計算處理せられしことが詳細に記されてゐる。Solon (紀元前六三八—五三八年) は門閥の制を打破して所謂 Timocracy (富人政治) を行ひ財産の多寡に應じて人民を四階級に分ち、各政權に差等を設け、第一階級を Pentakosiomedimnen と稱し(自己所有の土地より年々五〇〇メデムニ「我

國の約三百石」の收獲を有する者）是等の内から抽籤により國家の會計事務に參與する官吏を任命した。

アゼンスの財政を掌る最も重要な官吏は Apodectae であつて、政府に對する債務者の名簿と收入を記帳し會計官の任務を行つてゐた。希臘に於ても神殿の財政は頗る莫大なものであつたが、其の管理權は政府が有して居た、例へば「デロス」の「アポロ」の神殿の財政の管理は Hieropoio と稱する官吏の手にあつて、此の官吏が神殿の收入、土地家屋の貸借、金錢の貸付等のことを掌つてゐた、而して Taylor に

より一七三九年アゼンスに於て發見せられた Olympicide 100,4—101,3 迄の神殿の管理に關する記録中には、神殿の銀行が都市に貸付た貸金に對して支拂はれた利子、寺院に屬する土地家屋等の記録がある。

當時希臘に於ては既にデルヒ銀行の外にアンゼスに於ては種々の信用機關、并に個人銀行、兩替屋等あり、就中 Iasion 及び Phormis 銀行

は顯著なものであつた、是等銀行家を一般に *trapezaiæ* と云ひ、市場に卓を置いて兩替、貸付、預金爲替、保護預、支拂代位等の業務を行ひ、兼て公證人の如き仕事をもして居つたことは Sokrates や Demosthenes の演說中にも屢々述べられて居る、銀行家は斯くの如く各種の業務を行ひ、種々の取引を爲せしが故に、詳細なる會計を爲すことは必要缺くべからざることであて彼等は其取引を先づ Memoranda (*Grammatidia*) に記入し、更に之を貸借兩側を區分せる *Day Books* (*epheimerides*) 及び *Ledgers* (*biblida, grammata*) に移記した、即ちアゼンスの銀行は此の時既に現今の簿記法に近い方式を行つて居たのである。(註四)(註五)

(註四) Aristophanes の “Die Wolken” 劇の序幕に於て *Strepsiadēs* が夜更ひきて家計簿をひらきながら借金や其の利子を支拂ふことを満期日の接近を恐嘆して居る光景を觀せ。即ち “Aber ich vergeh’ in Gram. Zu seh’n, wie abwärts fñht der mond die Zwanziger; Denn der Zinsen Schwarm rückt näher. Zünde, Bursch, ein Licht,

Lange auch das Hausbuch, dass ich darin nachblättere, Wie viele Soll denn, und wie die Zinsen aufgemuntet Lass sehn, wa ich soll Dem Paisas zwölf mien-en.⁵⁾

(註五) 雅興の銀行家は其固有の事務以外に、顧客の依頼に應じて其取引及計算を管理し、其要求あらば何時にても結末を報告するの義務を負ひしが、偶々此場合に發揮したる銀行家の精緻なる頭腦と手腕とは、遂に國家會計事務の検査をも委託せらるゝに至つたのである。⁶⁾

三) 羅馬の會計

羅馬の會計事務は希臘に負ふ所頗る大であつて、共和時代に於ては Senate が財政上の全權を有し、金庫 *aerarium Saturni* を管理し、貨幣鑄造を行ひ、別に *aerarium Sanctus* と稱する金庫があつて、開放せられたる奴隸に對する賦課を收納した、而して帝國に屬する土地の *Rationarien* 若しくは *Breviarium* (財産目録の一種は Tacitus の説に依れば既にシーザー以來存在したるふことである)。

Senate の財政事務を助くるために、其の下に *Quaestors* 及び *Censors* なる官吏ありて、前者は公會計 *tabulae publicae* を管掌し、地方行政

官に對する支出及び收入を計算して會計官及び出納官の任務を行つてゐたことは、丁度 *Quaestori* 及び *rationalii* 又は *ratiocinatory* の存せし希臘の制度に酷似してゐる、而して羅馬に於ける會計事務の集中は特に著しきものがある、即ち Sulla の時代には *Quaestors* を増員し、地方長官に一人若しくは二人宛を分屬せしめ (シリは四人) 之をして定期に地方財政の詳細なる會計書を羅馬の國庫に呈出せしめた、*Quaestors* の下には多數の *scribae* ありて會計係、書記係の役を務め、兼て法律顧問であつた。

尙ほ羅馬人の家計に就ては、家長 (*bonus Paterfamilias*) が記帳を行ひ、總ての事項を日記帳 *adversaria* (*ephemeris*) に記入し、毎月之を特別の室に備付けてある *Codex accepti et expensi* 即ち元帳に記入してゐた、是等の帳簿は裁判上證據 *in* *fidem publicam* (*Beweiskraft*) を有したのである。⁷⁾ 羅馬の銀行家 *argentarii* は希臘の銀行家と異同様の業務を營んで居つたが、國家の監督の下に立ち法律の命する所に隨つて精確なる帳簿

5) Deutsch von J. H. Voss; 1821, S. 198

6) C. A. Conant, The Principles of Banking, p. 169-170

7) Mommsen, Römische Geschichte, Berlin 6 Auf.-S. 846

を作成するの義務を有して居た、而して右の *adversaria* と *Codex accepti et expensi* の外に *liber rationum* なる帳簿を備へて各取引者毎に頁を異にして其の債權、債務—勘定即ち *Sollen* (*expensum ferre*) *Haben* (*acceptum ferre*) を記入し、取引者間の支拂は帳簿上の振替を以て之を行ひ、財産目録は *inventarium* 又は *repertorium* の名稱の下に之を處理した。

羅馬は帝政時代に至り、其の財政の膨脹に伴れて財政組織に種々の改革を加へ、アウガスタスの時には *aerarium saturni* の外に *fuscus Caesaris* を設けて皇帝の私金庫となし *Procurator* 又は *rationibus* と稱する官吏をして管理の任に當らしめた。

アウガスタスの改革は、彼の承繼者によつて繼承せられ、改良せられた、而して當時の會計官は *numerarius* と稱し、支拂命令書、納稅者の状態、貸借、賣買等に關する記録を掌つた。

(四) 其他の諸國

Byzanz に於ては羅馬の組織、制度が早くも

り輸入せられ、會計事務は *esarca* 及び *prefetti* に委託され、*Langobarden* に於てはその主都に於て、王の財産を管理しそれに就いて財産目録を處理する所の *estadi* なる官職があつた。

Langobarden 人の財政に關する會計制度に就ては確實なる記録は存在しないが、彼等と雖も必要に應じて歳入歳出の監視を行ひしことは疑ひないこと、*Branbilla* の説に依れば、個人的性質の會計記録の二三片が *C. Troya* により公刊されたことである。

アラビヤ人は國税に就いての規則正しき組織を有してゐた、即ち國家行政の任務は *Divan* に屬し、*Femis* は租税の徵收を委任されてゐたが其の會計帳簿を *defetari* と云ひ、帳面方を *Kaids* と呼ぶ。

アラビヤ人に次ぐ *Normanen* には各州の官吏を監視する所の *Camerari* 若しくは *Camerlingi* があつて各 *Gran Camerario* 若しくは *Gran Tesoriere* に從屬して居た、後者 *Gran Camerario* 若しくは *Gran Tesoriere* には多くの會計官が從

屬し全財政を管理處分したのである。

Päpstlicher Staat (羅馬法王領) に於ける行政の組織は從來の制度と大差なかつたが、法王グノゴリー一世(五九〇—六〇四)の時、歳入歳出について會計を經理し、法王廳の高官に Loggetti やゴゴリーの官職を設け恰も羅馬の Rationalis summarium の如く歳入歳出に關し諮詢に應ぜしめ兼て検査監督をも行はしめた。

法王の財政の會計事務に就ては、收支を證明すべき一の帳簿があつた、それは法王廳の圖書館に残存してある。

Basil の説に依れば、此帳簿にはニコラウス三世の治世一二七九年五月から一二八〇年三月迄の Romagne marche の收支計算が記載されてある、而して收入の各頁の初めには „Donno Papa Nicola III de' avere” を支拂の各頁には „Domnes Papa Nicola III de' dare” の語を誌してある。

紀元四七六年、西羅馬帝國滅亡の時より數世紀の間は歴史上所謂暗黒時代と稱せらるゝ時期

であつて、總ての文化は廢れ、紀元一二〇〇年頃までは會計の方法等に於ても何等進歩の跡の尋ねべきものがない、其の間僅かに英國に於てウキリアム一世が(一〇六六—一〇八七) Domesday Book を作らしめ王有地及び貢納の調査をなし、ヘンリー一世(一一〇〇—一二一五)の時 exchequer なる財政機關が現はれて後 Pipe Rolls の作成となり、是等が徐々に個人會計、寺領會計及び莊園會計に模倣せられて後世英國の會計の發達に大なる刺戟を與へたのである。

五 複式簿記の成立

中世紀の初半は、所謂ゲルマン人の侵略、政致兩權の衝突、封縣制度の政治的分裂等があつて、古き文化國民の凡ての無形的勞作の果實を破壊し去り、商業及交易は勿論、藝術、科學等も總て未開墾のまゝに遺棄されたのである、隨つて會計制度の如きも永らくの間發達し得べき適當の土地を見出し得なかつた、然るに、南北商業交通の互市場たる伊太利の都市共和國の勃興と共に、ルネサンスの曙光は茲に輝き初め

て文學、美術の精華を發揚したるに止まらず、商業も亦頗る隆盛を極むるに至つたのである。

此時代に於て會計制度の發展に物質的衝動を與へたるものは、商業殊に銀行制度の大なる發展と秩序正しき財政を有する民主的國家の成立とである、蓋し伊太利に於ては早くより銀行制度發達し、世界最古の銀行と稱せらるゝヴェニス銀行は既に一一五七年に設立せられ、一四世紀にはノロレンスに於けるメジシ家の銀行が財政及び商業の中心となり、一四〇七年にはゼノアの銀行が設立せられた、銀行が複雑なる業務を營み各種の帳簿を記録するの必要上、整然たる會計の記録を要求するに至り、茲に於て會計の技術に大なる進歩を見るに至つたのは疑ひないことである、之と同時に此の時代に會社組織の共同企業の利益なることを認めらるゝに至り、之に關する特殊の會計の發達を助長したことも看過し得ない。

次に會計制度の形式的形成に貢獻した所のものは、印度、亞刺比亞の記數法の輸入と、所謂

複式簿記法の成立とである、蓋し此頃に至る迄學者殊に天文學者を除く外は、一般に羅馬數字を使用せしが、ビザ生れの Leonardo Bonacci の Liber Abaci (一一〇年)と云ふ書物によりアラビアの記數法が始めて伊太利に傳へられ、各種の會計に之を使用するに至つた。(註六)

(註六) Leonardo Bonacci は印度亞刺比亞計算法を、彼が稅關吏たりしチネーニスに於て修得し、後有名なる數學者としてかぞへられた人である。

複式簿記法は、今日迄に發見せられた所の商業帳簿から確實に推論される如く、十四世紀の始めに起つたのであつて、一三四〇年のゼノア市の行政帳簿 "Libro della massaria" は、複記式に依り處理せられて居るのである、又商人の會計組織に關してはボログナ大學の圖書館に於て見る所の、一三〇〇年の二著作が記載せられなければならぬ、即ち一は匿名の著 Bagnoni di mercanzia 他は Da Com Giovanni Antonioi の Regole di for ragione であるが、前者は G. Libri の説に依れば「第十二世紀の代理に就て」

と云ふ題目の下に、「余は商人の要求に依り彼等に必要なる會計組織に關する書物を書く」と云ふ言葉で書き始めて居る。

佛蘭西に於ては、複式簿記は既に十四世紀に現はれ、南佛蘭西の Montauban に於ては C. P. Kheil が示す如く、商人 Frères Bonis の一三三九—一三四五年の商業帳簿(それは羅馬語で複式簿記の準則に従つて處理した所のもの)が發見せられた、又 Forcalquier に於ては一三三〇—一三三二年の Hugo Teralh の商業簿記の一片が發見せられた。

ベニスで官文書の内には、複式簿記により處理せられた一四二〇年八月から一四三四年三月迄の Soranzo 兄弟の帳簿、一四二六年から一四三九年迄の Jacomo Badoer の帳簿、一四三〇年から一四四〇年迄の Andrea Barbarigo の帳簿が現はれた。

又 Scuola di St. Marco の主簿は Besta の説に依れば、一四三六年以來複式法に依つて處理せられたることである。

西班牙に於ては、既に十三世紀に於て簿記に關する法律が制定されてゐる。

尙は一九四九年十二月四日の法律には次の如き規定がある、即ち「凡ての銀行、公の兩替屋、商人并に内國人たるも外國人たるを問はず、王國の内外商業を營む各人は、城塞人の言語を以て記入し、且つ現金帳及び備忘録、並びに債權債務に關しその計算を王國の本國人に適用せらるゝ所の規則に従つて處理する義務を負ふ」と。

以上に述べた如く、今日の複式記入の形式は十三世紀の終りより十四世紀の始めに於て既に之を認めることが出来るが、未だ廣く一樣の形式を確立するには至らなかつたのである、然るに十五世紀の終りに及び、此に關する最初の著書が出現し會計史上に一新期を劃するに至つたのである。

六 Luca Paciolo と其の著書

複式簿記に關する最初の著書は、フランシス派の僧侶にして且つ有名な數學家 Luca Paci-

oloの一人である。(註七)

(註七) Luca Paciolo の略傳并に其名—(Luca Pacioli, Luca Paciolo, Luca de Borgo, Lucas Pacioli, Fra Luca Pacioli di Borgo Sancepolcro, Fra Luca Paciols Da Borgo San Sepolcro, Lucas di Borgo. の内何れが正(き)を)に就ては會計學論叢第四集平井商學士の論文七七一七九頁參照。

彼は一四九四年 Venedig に於て上梓せし "Summa de Arithmetica, Geometria, Proportioni e Proportionalita" に於て複式簿記の詳細なる説明を與へた。

此の "Tractatus particularis de Computis et Scripturis" 註 Prof. Dr. E. L. Jäger に依り獨逸語に翻譯せられた、但し彼は複式簿記法の發見者ではない、彼より以前に於て既に Benodetto Cotrugli なる者がある、彼が最初公刊したのは一五七三年であるが、一四五八年に了稿せし所の "Della mercatura del mercante perfetto" の第一編第十三章の "Dell' ordine di tenere le scritture mercantilmente" の三六頁乃至三八頁には「帳簿が如何に處理せられなければならぬか」

の方法を要説し、疑もなく複式簿記法に關する説明を試みて居る。

乍然之がために複式簿記法最初の學者としての Paciolo の價値は毫も輕減されないのである、何となれば Cotrugli の論文は Paciolo の出版より七十九年後に公刊されたのであつて、是れ一般に Paciolo の著書を以て複式簿記法に關する著作の嚆矢とする所以である、但し Paciolo の複式簿記に就ての論文は L. Goldschmidt が謂ふ如く何等理論的説明なきは勿論、最初の科學的勞作としての要求をも満たすものではなかつた、即ち Paciolo は如何に帳簿がヴェニスの場合に處理されるかの仕方、方法を書いた、即ち "E seranemo in esso el modo di Venegia, quale certamente fra gli altri è molto da commendare" 複式簿記法の本質的説明ではなくして、複式簿記を何故採用するかその存在の理由を説明したものである、詳言すれば其の著の最後に "Computis et Scripturis" の名稱の下に簿記に關する二十六章を附加し、資産と負

9) L. Goldschmidt, System des Handelsrechtes, Stuttgart 1892, S. 107

債の表を作成すること、一定日に財産の調査をなすべきこと、Memorie, giornale, quaderno. の三種又は後の二種の帳簿を備へ、凡ての取引は日々詳細に memoriale に記入し之を giornale に轉記した後 baderno 即ち元帳に移すべきであることを説いて居る、尙ほ giornale の頁は memoriale の頁と同一の順を追ひ、借方には "Par" 貸方には "A" なる記號を用ひ、尙ほ現金は借方に記入すべきこと、資本は貸方に記入すべきことを説いてゐる。

Paciolo の著書は、忽ちにして伊太利は勿論全歐羅巴に傳播して會計の發達に著しい刺戟を與へた、十六世紀に於て各地に商業學校の勃興すると共に、簿記法は必須科目として教授せらるゝに至り、一五二五年には Giovanni Antonio Tagliente の簿記に關する二冊子がヴェニスに於て發行され、一五三四年には Domenico Manzoni の著書 Quaderno doppio col suo giornales secondo il costume di Venetia が出で、其の後此種の著書漸次その數を増加し、和蘭に於て

は一五四三年に Paciolo の著書を基礎とせる Jan Ympyn Christoffels の書が刊行せられ、その夫人の手になりし佛譯書は佛語を以て誌された最初の簿記書である、英國に於ても Paciolo の著書が一五四三年に Hugh Oldastie の手によりて翻譯せられて英語簿記書の濫觴をなした、斯くして伊太利式簿記法は全歐羅巴に普及するに至つたのである。(完)

8) 第三十五次農商務統計表に據る。